

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(駐車場の返還)</p> <p>第35条 [略]</p>	<p>(駐車場の返還)</p> <p>第35条 [略]</p> <p><u>(東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定の特例の対象)</u></p> <p><u>第36条 条例附則第9項の規則で定める者は、同項に規定する入居の許可を受けた県営住宅を返還した者（法第22条第1項に規定する場合における同項の特定の者（公営住宅法施行令第5条第3号又は第4号に掲げる事由に該当する者に限る。）として条例附則第9項に規定する県営住宅に入居した者を除く。）とする。</u></p> <p><u>2 条例附則第9項の規則で定めるものは、同項に規定する日までの間に同項に規定する入居を許可された者と同居し、引き続き入居する者で、旧法第19条第1項第2号に規定する被災者等であるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。